

令和3年3月25日

川西市議会議長

平岡 譲 様

建設公企常任委員長

松隈 紀文

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和3年3月5日）

1. 議案第2号 川西市花屋敷団地等建替えに伴うPFI事業に係る契約の変更について

議案の概要

本案は、川西市花屋敷団地等建替えに伴うPFI事業に係る契約について、契約金額を変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めようとするもの。

質疑の概要

問 平成30年の12月定例会にて本事業契約を締結する議案審査の際、議案で示す工期及び金額で事業実施が可能と確信しているといった旨の答弁がなされていたにもかかわらず、本案では5836万1791円を増額する契約変更となっており、増額要因の一つである物価変動の反映については理解するものの、当時の答弁を踏まえた上で今回の増額要因について説明願いたい。

答 本案による契約金額の増額要因については、物価変動の上昇に対する措置のほか、契約締結後に判明した住戸内の壁仕上げ材に含有されるアスベストの除去及び地中障害物の撤去に対応するものである。これらについては、事業契約時に予想可能なりスクではないことから、PFI事業者負担を求めめるのではなく、市として責任を負う必要があると認識しており、これらに要する経費を増額変更するものである。

問 今回の変更金額のうち、アスベスト含有物の除去に係る追加工事費が約3900万円と高額であることから、原契約に含まれるアスベスト含有物の数量と追加分の数量やこのような差異が生まれた経緯について伺いたい。

答 契約前の調査では、図面のチェックや現地確認により、室内の天井の吹き付けアスベストは把握していたものの、壁の仕上げ材の下地調整剤にアスベストが含まれていることは把握できておらず、今回、工事に入る前の段階で判明したものである。したがって、当初把握していた42立方メートルに約3600万円の経費を要するとしていたところ、最終的に94立方メートルのアスベスト含有物の除去にかかる約7500万円の経費を要することとなり、その差額を今回増額するものである。

特記事項 議案質疑資料あり（1. 契約変更の根拠となる内容について及び、変更金額の詳細について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

## 2. 議案第3号 市道路線の認定及び廃止について

<b>議案の概要</b> 本案は、市道路線の認定及び廃止を行うに当たり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めようとするもの。
<b>質疑の概要</b> 問 本案をもって廃止しようとする市道1889号については、市立川西病院跡地整備事業に伴う機能廃止ということだが、廃止後における詳細について伺いたい。 答 当該路線については、議決によって認定路線ではなくなるものの、直ちに通行止めになるということではなく、市立川西病院跡地整備事業に伴う解体工事等が開始されるまで通行は可能である。今後、道路管理担当と病院改革推進担当で連携しながら、地域住民に情報提供していきたい。
<b>特記事項</b> なし
<b>審査結果</b> 原案可決（賛成多数）

## 3. 議案第6号 川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<b>議案の概要</b> 本案は、所掌事務が終了したことにより、川西市公共交通基本計画策定委員会を付属機関から廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>質疑の概要</b> 問 平成27年に川西市公共交通基本計画を策定した際には、住民にアンケートをとりながら、地域課題を明らかにして計画を策定してきた経過があるが、今回策定委員会を廃止することにより、計画の進捗や総括をどのようにしていくのか伺いたい。 答 市としては、川西市公共交通基本計画を一旦廃止し、新たに地域公共交通の活性化及び再生に関する法改正に伴い努力義務化された地域公共交通計画を策定することとしており、その策定にあたっては従来の公共交通基本計画の理念を引き継いだものとする予定である。なお、新たな計画策定に係る調査・審議については現行の地域公共交通会議が担っていくこととしている。  問 公共交通に対する市民の関心が非常に高まっている現況にあって、公共交通基本計画を法に基づく新たな計画に移行することについて、市の見解を伺いたい。 答 現行の公共交通基本計画については、地域の発意により地域交通の課題解決に向けて実施計画を策定するといった立て付けになっていたが、策定から3年ほどを経過した現時点において実際に計画が策定された実績もなく、市として計画を見直す必要性

<p>を感じていたところである。</p> <p>そのような状況にあって、関係法令の改正を機に、改めて各地域の交通課題の解決方法の模索等を行うこととしており、これにより現計画の見直しを含めた、法に基づく地域公共交通計画を検討していきたい。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

4．議案第12号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、省エネ基準の適合義務が引き下げられたことによる審査手数料を改正するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 通称・建築物省エネ法に係る適合性判定については、民間企業の審査機関においても判定が可能と考えることから、建設事業者への周知状況の詳細のほか、適合性判定義務の対象規模が引き下げられたことに伴う市への影響等についてもあわせて伺いたい。</p> <p>答 建設事業者への周知については、市のホームページ等で周知を図るものの、基本的には、届け出を提出される設計者から建設事業者に対して制度が周知されるものと認識している。</p> <p>また、今回の改正により、省エネ基準への適合義務が床面積2000平方メートル以上の非住宅建築物から床面積300平方メートル以上に引き下げられている。過去の実績を見てみると、平成31年度に6件の届出実績があるものの、民間企業の審査機関へ届け出を提出される可能性を考慮すると、市への影響といった面にかかる今後の見通しについては不透明な状況である。</p>
<p>特記事項 配付資料あり（既存制度の概要 ほか）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

5．議案第13号 川西市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、花屋敷団地等建替事業に伴い、花屋敷団地の一部を改良住宅から市営住宅に変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
--

質疑の概要

問 本案により花屋敷団地の一部を改良住宅から市営住宅に変更されるが、変更されることによるメリットの詳細に加え、市内にある他の改良住宅に係る変更見通しについて伺いたい。

答 改良住宅から市営住宅に移行するメリットについては、家賃が一律で定められている改良住宅と比べ、市営住宅は家賃が入居者の収入に応じて決定されることに加え、家賃設定も低廉であることから、入居者の負担が軽減されるものと認識している。

また、他の改良住宅については、現時点で更新や建て替えなどの新たな計画がないことから、現状の改良住宅として入居していただくことになると考える。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

6．議案第14号 川西市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、若年世帯及び子育て世帯が市営住宅等に入居する機会を拡大し、若年層から高齢層までが暮らす多世代のコミュニティの形成を促すため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 本案の提案理由に「若年層から高齢者層までが暮らす多世代コミュニティの形成を促す」と謳われているが、市営住宅入居世帯の年代構成の現状や今回の改正の狙いについて伺いたい。

答 市営住宅入居世帯の現状については、20代が8.1%、30代が7.8%であるのに対し、65歳以上が46%超という状況になっているとともに、直近の募集でも、57%が高齢者世帯で、いわゆる子育て世帯は5.7%にとどまっている状況である。このような現状に鑑み、市としては若年世帯にも市営住宅に目を向けていただくことが今回の改正の大きな狙いとしているところである。

問 本案により新たに裁量階層世帯に追加された該当世帯のうち、いわゆる子育て世帯については、新たに創設された期限付入居制度の対象となるが、当該制度では若年層から高齢者までが暮らす多世代コミュニティの形成を促すべく入居期間を入居から10年を超えない範囲と規定されていることから、期間設定の根拠について伺いたい。

答 入居期間については、対象世帯を子育て世帯ということに設定しているが、子ども

の就学期間も各世帯によりさまざまであることから、当該制度においては10年という期間を設定しているところである。しかしながら、当該制度においては、入居期間が満了する日において同居の子どもが17歳未満である場合には2年を超えない範囲で入居期間を延長できるよう規定し、入居から10年を迎える際の生活状況をふまえて判断していただけるような仕組みを考えているところである。

また、入居期限を迎える2年程度前から対象世帯の事情を伺い、引き続き市営住宅への入居を希望される世帯については他の市営住宅への住み替えといった形で市として支援する必要性を認識していることから、その手立てについて検討しているところである。

問 市営住宅の応募状況は、直近の募集の際にも倍率が4倍を超えるなど、低廉な住宅を希望しながら入居できない人がいる中で、今回の改正により裁量階層を追加することとなるが、市営住宅の募集に係る市の基本的な考え方を伺いたい。

答 現在、市営住宅に応募されるのは高齢者が2人世帯が多く、結果として倍率が上がっている。今回追加しようとする裁量階層に提供を予定しているのは、4DKの間取りで、そもそも2人世帯では応募できないこととなっており、現在3戸のストックがある中で、全体の応募状況を見ながら提供していきたいと考えている。また、少人数世帯向けの住宅については、空きがある場合は順次募集をかけていきたいと考えている。

問 新たに設定する期限付入居制度について、入居者の募集や入居想定時期について伺いたい。

答 市営住宅の定時募集は、例年5月と11月としているが、今回の改正による募集については、準備期間も考慮して11月に募集し、来年春頃の入居を予定している。

特記事項 配付資料あり(1.裁量階層世帯の追加 ほか)

審査結果 原案可決(賛成多数)

## 7. 議案第15号 令和2年度川西市一般会計補正予算(第11回)

### 議案の概要

第1表 歳出第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費。  
第8款土木費のうち第3項都市計画費第4目下水道費を除く全部。

### 質疑の概要

第1表 歳出  
第8款 土木費

問 道路管理事業において、国の臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策に伴う道路情報閲覧システムに係る経費として4700万円が追加されていることから、導入目的や活用方法の具体について伺いたい。

答 道路管理課窓口には道路調査等を目的に建設業者や不動産業者の方々が頻繁に来庁され、職員も対応に追われるなどの現状であったことから、同システムを導入することにより接触機会を減少させることで感染症拡大防止に資するとともに、業務の効率化にも寄与するものと考えている。

また、本市においては縮尺スケールが2500分の1の都市計画基図は完成しているものの、道路管理課においては道路台帳図でしか管理していなかったことから、システム導入後に500分の1の基図を制作し、利活用していきたいと考えている。

問 住宅政策推進事業において、空き家活用支援事業補助金及び親元近居助成金の交付決定数が当初見込みを下回ったため、1224万5000円を減額されようとしているが、若年層の流入につながる制度に係る経費を減額補正することから、これらの事業に係る総括を伺いたい。

答 空き家活用リフォーム制度については、従来から問い合わせ件数に対して申し込み件数が伸びずに苦慮しており、今年度については9件分の予算に対して7件の申し込みにという結果であったため、不用額を減額補正しようとするものである。この要因は、空き家が中古物件であるため、リフォーム費用といった経費負担が障壁となっている背景があるものと考えている。

また、親元近居助成制度については、8年にわたり実施してきた事業で不動産業者にも十分周知できているものと考えているが、事業再検証において令和元年度をもって制度の廃止が決まっており、救済措置として令和2年度においても募集を行ったが、事業最終年度であることを踏まえ、余裕をもって予算を計上したことが減額補正となった要因の一つであると認識している。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

## 8. 議案第20号 令和2年度川西市中央北地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1回)

議案の概要

決算見込みに基づき事業を減額し、それに伴い繰入金を減額しようとするもの。

質疑の概要

<p>問 当該事業について、本補正を見ると歳入における清算金のほか、歳出においても土地画整理登記及び事業管理業務委託料や土壤汚染対策法に伴う届け出資料等作成補助金などを減額補正しようとしているが、清算金を含めた事業の完了見込みについて伺いたい。</p> <p>答 当該事業については工事自体が令和元年6月に、換地処分についても令和2年7月に完了しており、換地処分の登記清算金についてもおおむね完了していることから事業としては完了間近といったところである。ただし、徴収清算金について3名の地権者の方が分割納付を希望されていることから、今後5年にわたって清算金を徴収していくことになる。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

9．議案第21号 令和2年度川西市水道事業会計補正予算（第2回）

<p>議案の概要</p> <p>給水収益、受水費、職員給与費、及び一般会計繰入金の減額並びに国庫補助金の増額などを行おうとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 水道事業収入のその他特別利益において、退職給付引当金戻入益の増額により2647万9000円を追加されているが、理由について伺いたい。</p> <p>答 今回の増額補正については、職員の人数変更はなかったものの、給与が高額な職員が退職したということから、当初予算を上回る退職給付引当金の戻入が発生したことによって補正を行うものである。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

10．議案第22号 令和2年度川西市下水道事業会計補正予算（第2回）

<p>議案の概要</p> <p>雨水処理負担金、流域下水道建設費などの減額並びに消費税及び地方消費税、国庫補助金の増額などを行おうとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 下水道事業収入において、退職給付引当金戻入益の皆減によりその他特別利益において1277万円が減額補正されているが、理由について伺いたい。</p> <p>答 本案においても下水道事業会計と同様に職員数に変更はなかったものの、給与が高額</p>



な職員が配属されたことに伴い、当初見込んでいた退職給付引当金戻入益が皆減する結果となった。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

1 1 . 議案第 2 3 号 令和 2 年度川西市病院事業会計補正予算（第 2 回）

<p>議案の概要</p> <p>決算見込みに基づく収入及び支出予算の補正に加え、業務の予定量の補正では、主要な建設改良工事において、（仮称）川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業費を 8 億 2 7 4 4 万 8 0 0 0 円減額しようとするとともに、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出において所要の補正を行おうとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 収益的支出の病院事業費用、その他医業費用において、人材確保対策交付金の減等により 2 6 1 4 万 3 0 0 0 円が減額補正されているが、減少要因に係る市の見解を伺いたい。</p> <p>答 当該補正は、前年度末において 9 9 名の実績があった当該交付金の実支給者数が、今年度は現時点で 9 0 名と減少していることから、当初予算の 2 億 4 0 2 2 万 5 0 0 0 円から 2 億 1 3 0 0 万円に減額しようとするものである。</p> <p>また、昨年度と比較して支給者数が減少している点については、例年、自己都合等で退職される職員も一定数いることから、特段の理由による退職ではないものと認識している。</p> <p>問 資本的収入における県補助金において、医療機関再編統合等支援事業補助金として 1 億 6 2 9 6 万 2 0 0 0 円を増額補正されているが、県からの同補助金については、新病院建設に係る基本構想策定段階から見込まれていたのか伺いたい。</p> <p>答 当該補助金については現在申請中であり、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間で合計およそ 1 1 億円の補助金をいただく予定となっており、また、当該補助金が今年度の夏ごろに確定したこともあり、新病院建設計画の当初においては見込んでいなかったものである。</p> <p>問 資本的支出における建設改良費、病院建設改良工事費で 7 億 9 2 2 4 万 4 0 0 0 円を減額しようとしている土壌汚染対策工事に関して、対策工事の進捗状況など、今後の取り組み方針を伺いたい。</p> <p>答 当該工事費は、当初、1 3 億円を見込んでいたが、2 年度において、新病院におけ</p>

る高層部分の土壌搬出等にかかる経費として5億775万5655円を支出することとしており、その残額を不用額として、今回、減額するものである。なお、新病院建設にあたっての低層部分と外構部分にかかる土壌搬出等の経費は、令和4年度予算で計上する考えである。

問 病院建設改良工事費では、北部診療所設計業務等委託料を3520万4000円減額していることから、減額補正に至った考え方について伺いたい。

答 市としては、当初、北部診療所建設を進めるべく設計業務委託料にかかる必要経費を計上していたものの、その後の令和2年6月段階で、現病院の跡地活用として、北部地域に入院機能が確保でき、さらに回復期病棟が確保できる今井病院移転案を選択したことから、北部診療所設計業務委託料を執行しないこととしたため、予算を整理すべく減額補正しようとするものである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）